

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年2月25日 午前10時00分 招集
2. 令和4年3月11日 午前10時00分 開議
3. 令和4年3月11日 午後0時00分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	渡邊一倫	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	竹原昭典	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第1号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ② 議案第2号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について
- ③ 議案第3号 阿蘇市職員定数条例の一部改正について
- ④ 議案第5号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ⑤ 議案第7号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について
- ⑥ 議案第12号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ⑦ 議案第13号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について
- ⑧ 議案第14号 令和4年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑨ 議案第20号 令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑩ 議案第21号 令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑪ 議案第22号 令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑫ 議案第23号 令和4年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑬ 議案第26号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ⑭ 議案第34号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第6号 阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について
- ② 議案第7号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について
- ③ 議案第10号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- ④ 議案第11号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について
- ⑤ 議案第14号 令和4年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第17号 令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第18号 令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第19号 令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について

- ⑨ 議案第 25 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 7 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について
- ② 議案第 8 号 令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ③ 議案第 9 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ④ 議案第 14 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第 15 号 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑥ 議案第 16 号 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 24 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑧ 議案第 27 号 市道路線の廃止について
- ⑨ 議案第 28 号 市道路線の認定について
- ⑩ 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果について御報告をいたします。

まず、一般質問の取扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は 10 名予定されております。したがって、一般質問を 3 月 14 日と 15 日の 2 日間とし、14 日 6 名、15

日4名といたしましたので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、執行部より議案1件の追加議案が提出されました。したがって、本日議案の配付を行い、15日の一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することにいたしました。

なお、執行部の申出により本日の議会閉会後に全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第1号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ② 議案第2号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について
- ③ 議案第3号 阿蘇市職員定数条例の一部改正について
- ④ 議案第5号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ⑤ 議案第7号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について
- ⑥ 議案第12号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ⑦ 議案第13号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について
- ⑧ 議案第14号 令和4年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑨ 議案第20号 令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑩ 議案第21号 令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑪ 議案第22号 令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑫ 議案第23号 令和4年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑬ 議案第26号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ⑭ 議案第34号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第1号「行政手

続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」他 13 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。ただ今から総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和 4 年第 1 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 14 件であります。3 月 2 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 1 号「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

委員より、「押印廃止で、申請書は自署が原則となるのか。代筆は可能か。」との質疑があり、総務課長から、「権利が特段伴わないものであれば代筆することも可能です。本条例以外の規則や要綱に定められている様式等についても、別途規則を定め必要に応じ見直すこととし、きちんと精査をした上での対応になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」であります。

委員より、「本改正について、詳細な説明を。」との質疑があり、総務課長から、「今般、国において、民間、国、各自治体などで、それぞれ定められていた法律や条例等が、『個人情報保護に関する法律』に一本化されます。国と独立行政法人への適用は、本年 4 月 1 日に先行適用となることから、それに係る条項について本条例の改正を行うものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」であります。

委員より、「本条例に示されている定数は、その数を必ず満たさなくてはいけないものではなく、上限との理解でよいか。」との質疑があり、総務課長から、「この定数は、地方自治法の中で上限として定めるようになっています。そのため、この数の中で雇用するようになるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 5 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

委員より、「本改正の主な変更ポイントは。」との質疑があり、税務課長から、「未就学児の均等割額の 2 分の 1 を公費負担として減額することです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 7 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」であります。

まず、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

内牧支所長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

波野支所長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「保育士等の処遇改善臨時特別交付金事業による特殊勤務手当について、1日当たりの単価150円は国が示した金額になるのか。また、新型コロナウイルスへの感染の危険が伴う対応となれば金額が低いようにも感じるが。」との質疑あり、人事係長から、「金額に関して国から特段の通知等受けたものではありませんが、熊本市の同様の手当や本市の他の特殊勤務手当との均衡も考慮しながら設定したものです。」との答弁があり、また、総務課長から、「今回の処遇改善等については、保育士と介護等に携わる方々の給与が他の職種に比べて低いという趣旨で国から改善を求められているものです。阿蘇市の公立保育園に勤める保育士の給料については、一般事務職と全く同じ給料体系であり、決して低い状況にはないことから、今回の金額を設定させていただいています。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

委員より、「投票用紙の交付機は、9台の導入ですべての投票所に設置できるのか。」との質疑があり、選挙管理委員会事務局次長である総務課長から、「22の投票所のうち、17か所は有権者が300人を超えています。国政選挙になれば、小選挙区、比例代表、国民審査の3つの投票が一度に行われることになり、この17か所の投票所に3台ずつ整備するのに9台不足するため、その分の予算を計上しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「期日前投票の投票所は、本庁で開設された数日後に内牧支所には開設される。内牧支所はかなり多くの利用があるため、本庁と同じ期間での開設はできないか。」との質疑があり、選挙管理委員会事務局長である総務部長から、「選挙管理委員会事務局にも同様の御意見をいただいております。開設期間が短いと人が集中し密になることも課題としてあるため、そのようなことも含めて選挙管理委員会で協議を進めたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「公共施設等消毒委託料が予算計上されているが、商工会や森林組合など準公的施設の消毒に対する補助はできないか。」との質疑があり、総務部長から、「それぞれの機関で対応されているのが現状です。他の自治体でも行政が直接補助している例はまだありません。」との答弁がありました。また、別の委員より、「職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の庁舎内の消毒については、陽性者が発生するたびに委託し消毒を行うのか。」との質疑があり、財政課長から、「本年1月18日と24日に職員に陽性者が出た際にもそれぞれ委託して消毒を行っています。今後も基本的には同じような対応になりますが、職員で消毒が可能な部分は職員で対応していきたいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「宝くじの収益金に係る熊本県市町村振興協会市町村交付金は、雑入として受け入れるだけで、使途に制限はないのか。」との質疑があり、課長から、「使途については、ソフト事業等へ充当するよう規定されていますが、その内容については市町村の

判断になるため、今回は小中学校の外国語指導助手の人件費などに充当しています。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇山観光事業特別会計から充てられている火口監視業務委託料などについては、規制等に伴い収入源である公園道路使用料が減少傾向にあることから、他の防災予算と同様に直接一般会計から支払ってもよいのでは。」との質疑があり、政策防災課長から、「阿蘇山観光事業特別会計の歳入である公園道路使用料は、昭和 39 年頃に国に山上道路の使用に対する貸付けが認められ徴収するようになりました。その使用料は、火口を見学するお客様方を噴火や火山ガスなどから守るための防災面に要する経費となっており、その当時の取決めによって運用しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 12 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 13 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」を一括議題として審査を行いました。

委員より、「坂梨財産区の雑入である古木採石場跡地の投棄料は、距離によって単価が変わるのか、国土交通省で一律に決まっている額なのか。」との質疑があり、財政課長から、「平成 29 年 11 月に国土交通省と阿蘇市と坂梨財産区の 3 者で覚書を締結しており、古木採石場跡地への土砂投棄料については、その取決めに基づき、1 立米当たり 40 円で受け入れているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 12 号並びに議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「税務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「外部委託した波野地区の地籍調査について、終了予定はいつ頃か。」との質疑があり、税務課長から、「令和 10 年度までに境界確認を完了し、令和 12 年度に登記完了する予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「航空写真撮影業務委託料に 1,996 万円計上されているが、ドローンなど手軽な機器の活用はできないか。」との質疑があり、課長から、「現在、航空写真の撮影には小型航空機が使用されていますが、コストが高いためドローンでの実験なども行われており、将来的にはドローンによる安価な撮影もできるのではないかと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「たばこ税については、住民の方々や観光などで阿蘇市に来られている方に、市内でたばこを購入してもらえれば増収につながると理解してよいか。」との質疑があり、市民税係長から、「阿蘇市内での購入が多ければ、それだけたばこ税として市の税収につながります。」との答弁がありました。

次に、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「総合センター除草等業務委託の内容を。また、委託先はどこになるのか。」と

の質疑があり、総務振興係長から、「毎年、内牧地区の区長会に年 5 回の除草作業を依頼し、除草後の処分までをお願いする内容です。令和 4 年度は成川区と内牧 5 区が作業される予定です。」との答弁がありました。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野支所周辺管理業務委託料について、旧波野支所前の公園は勾配もきつく植栽等もあることから、危険性を考慮し専門業者に委託してはどうか。」との質疑があり、波野支所長から、「勾配もかなり急であるため、専門業者への委託も考えています。」との答弁がありました。

次に、「会計課」の予算について審査を行いました。

会計課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「監査委員事務局」の予算について審査を行いました。

委員より、「監査委員に法律の専門家などがいれば、監査機能がより充実すると思うが、委員の数を増やすことはできないか。」との質疑があり、総務部長から、「監査委員の定数については、地方自治法並びに条例において定められているため、議会選出の監査委員が 1 名、そして識見を有する者ということで 1 名の方を議会の同意をいただき、現在選任している状況です。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「お知らせ端末の更新について、防災無線の更新の場合は、アナログがデジタル化するため変えざるを得ないとの理由から、17 億円の事業を承認している。防災無線と機能も重複する部分もあり、1 台 10 万円は高額だと感じる。もう少し時間をかけて構想を練り直す必要もあるように思うが、今、機械も交換しなくてはならない必要性について説明を。」との質疑があり、総務課長から、「お知らせ端末機の導入から 10 年が経過、端末機種は既に製造が中止されており、在庫で故障に対応していますが、在庫がなくなり次第対応ができなくなります。そのため、令和 4 年度に後継機種にも対応できるように先に現システムを更新し、令和 5 年から 3 か年計画で後継機種へ交換を進めていく計画です。」との答弁があり、また、総務部長から、「お知らせ端末の利用については、スマートフォンをお持ちでなかったり、うまく活用できない方々を中心に、顔と顔を見ながら会話をするなどの活用がされており、コロナ禍で人が集まる機会がない中、さらに利用の定着がなされています。行政としては、これまでの行政サービスを低下させることなく、しかるべき時期に更新することが必要であると考えています。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

選挙管理委員会事務局次長である総務課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「地方揮発油譲与税について、前年度と同額で予算計上されているが、電気自動車の普及やガソリン価格の高騰から令和 4 年度は減少するよう思われるが、また、ガソリン税の課税単価についても、ロシアとウクライナ情勢の影響もあるのではないか。」との

質疑があり、財政課長から、「地方揮発油譲与税については、国の地方財政計画でおおむね前年と同額予算が示してありますので、それに準じた計上をしています。また、ガソリン税については、今のところ 1 リットル当たり 53.8 円が国税として課税され、そのうち地方揮発油税については 5.2 円と定められています。情勢の影響で単価が変わるのかは、まだ把握していません。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「歳入の市債は約 8 億円となっているが、当該年度中起債見込額は約 35 億円となっている。何を見込んでいるのか。」との質疑があり、課長から、「令和 4 年度当初予算では、約 8 億円を計上していますが、当該年度中起債見込額には、防災行政無線デジタル化事業などの繰越分なども含んでおり、合わせて 35 億円程度を見込んでいます。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「防火水槽整備事業で新設する水槽は、どのような形式か。」との質疑があり、総務部長から、「合併後、安全面も考慮し、耐震基準に適合する埋込式の防火水槽になっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「広報誌には、例年、市政報告会の内容が細かく掲載されていたが今年度は掲載がなかった。決算時の資料となる『主要な施策の成果』の方針のもと執行されているから予算も可決していたと思う。状況に応じて記事を掲載したりしなかったりすることについてどう考えていくのか。」との質疑があり、政策防災課長から、「市内全域で開催します市政報告会については、多くの方々から様々な御意見、御質問が寄せられます。その内容などについては総合的に調整させていただきました。」との答弁がありました。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

議会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より、「まず、『広報や市政報告において求められる情報を正確に伝える』、『住民と双方向のコミュニケーションの確立に努める』という方針が守られていないように思う。毎年決算で承認された事業の方針に従って進めていただきたいが、それに対する内容ではなかった。さらに、お知らせ端末については、防災無線と防災の面で機能が重複する上、2 つの事業を合わせると約 28 億円規模の事業となる。しかも性能がよく分からない上に高価で停電時には使えない機器である。いま一度、必要性や更新時期などを練り直す必要があると思うことから、本案には反対します。」との反対討論がありました。

挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により本案は原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 21 号「令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 22 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括議題として審査を行いました。

委員より、「財産区については、運営などは地域が、事務や監査に関する部分を市が担っ

ていると見受けられる。予算規模の小さいものなどは地域にすべてお任せするなど見直してはどうか。」との質疑があり、財政課長から、「財産区については、自治法に定められた特別地方公共団体であり、管理会も自治法上に規定されています。すべての財産区に管理会に関する条例があり、基本的には市議会の議決を経て市が予算執行を行うものと認識しています。」との答弁があり、また、課長補佐から、「毎年の収支決算に関することは、管理会に議決権はなく、市議会にて決定するように位置づけられています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「管理会委員がおられるが人事についても同じ位置づけか。」との質疑があり、課長補佐から、「管理会委員に関しては管理会で推薦し、市長が任命することになっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 20 号から議案第 23 号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 26 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

委員より、「阿蘇市における交通災害見舞金の実績状況は。」との質疑があり、政策防災課長から、「令和 3 年度は市町村総合事務組合へ支払う掛金 108 万 720 円に対し、見舞金の支払件数は 21 件で、103 万円をお支払いしており、掛金に対する給付額は、ほぼ同額の実績となっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 34 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

委員より、「本改正による期末手当の支給減額について、令和 4 年 4 月 1 日が施行日なので、令和 3 年 12 月の期末手当に遡ることはなく、令和 4 年 6 月の期末手当からの減額となり、二重に減額することはないのか。」との質疑があり、総務課長から、「特例措置により、令和 4 年 6 月の期末手当から、令和 3 年 12 月の期末手当で減額の予定であった 0.15 月分も減額することになっています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「二重に引かれるような形の法の適用に問題はないのか。緩和措置等の考えは。」との質疑があり、総務部長から、「阿蘇市は人事委員会を持っていませんので、国の人事院勧告に基づきこれまでも対応を行ってきました。今回も国の令和 4 年 6 月分の期末手当で調整という方針に準じ、職員をはじめ、市長、副市長、教育長等についても、6 月で調整を行うことにしています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」並びに議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番、竹原です。私は、議案第34号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、これは反対の立場で討論に参加をいたします。

一般職の職員の皆さんは、コロナ感染が続く中、住民サービス向上のため、奮闘をされてきました。地方自治体労働者の賃金を人事院勧告に従い下げることが適切ではないと思います。また、自治体労働者の賃金基準は、地域の民間労働者の賃金水準の基準となっており、引下げにより民間労働者賃金にも大きな影響を与えられそうです。そういうことで、本議案には反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」並びに議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第1号「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」、採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 12 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」並びに議案第 13 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」は一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 12 号並びに議案第 13 号について一括して採決をいたします。

議案第 12 号並びに議案第 13 号に対する委員長の報告は可決であります。議案第 12 号並びに議案第 13 号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号並びに議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までの各財産区特別会計予算については一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 21 号「令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 22 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」及び議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括して採決をいたします。

議案第 20 号から議案第 23 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 20 号から議案第 23 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号から議案第 23 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は、委員長の報告の

とおり可決されました。

次に、議案第 34 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」、採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 34 号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 6 号 阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について
- ② 議案第 7 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について
- ③ 議案第 10 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ④ 議案第 11 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑤ 議案第 14 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第 17 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 18 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 19 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第 25 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（湯浅正司君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 6 号「阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について」他 8 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和 4 年第 1 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 9 件であります。3 月 3 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 6 号「阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 7 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「農村公園あびかの照明工事について、残りの1コートは補助金の関係で3年ぐらいいは空けないとできないとの説明だったが、過疎債を利用して早めにはできる方法はないのか。」との質疑があり、教育部長から、「過疎債を使って事業を早めることはできますが、補助金を財源とした補助事業に対し、全額過疎債での事業となると、7割は交付税措置があるにしても、3割は自己負担となりますので、補助金を使う方が優位なことから、3年間は空けたいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「アゼリア21施設は、現在プールが休止中であるが、休止前と現在では利用状況はどうなっているか。」との質疑があり、社会体育係長から、「今年度は、12月までの9か月分の数字となりますが、延べ実績で6万8,700人となっています。なお、昨年度1年間の数値は14万6,677人です。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

人権啓発課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金については、継続しながら給料が上がっていくのか。」との質疑があり、福祉課長から、「今後も継続することが補助要件となりますが、今回の改善により、民間の給料も上がっていくこととなります。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「世界文化遺産について、いつ頃どうなるのか。我々は非常に分かりにくい。今の現況について詳しく説明を。」との質疑があり、社会教育係長から、「現在、阿蘇の世界文化遺産につきましては、階層の下から3番目のカテゴリー1のaに属し、日本全国で阿蘇を含め5か所となっています。令和4年度に文部科学省が暫定リストの見直しをされる計画

があるとの話から、熊本県と共同で阿蘇郡市7市町村により、令和3年度に2回要望活動を行いました。令和4年度に向け、カテゴリー1のaの上である暫定リスト入りを目指しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン授業で、先生や友だちとの交流が希薄になっている。心のケアに対して、学校への指導や先生方の研修など対策の強化は図っているか。」との質疑があり、教育部長から、「オンライン授業も長期間行っているわけではありませんが、当然心のケアについては、日頃から各学校で心がけています。阿蘇市では、旧中通小学校を利用してホットスクールを設置し、不登校対策ということで、心のケアも含めた総合的な対策に取り組んでいます。」との答弁がありました。また、別の委員より、「現在、不登校者は何名いるのか。」との質疑があり、学務係長から、「1月末現在で43名ですが、中学生が34名、小学生が9名となっており、例年中学生の割合が多くなっています。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

委員より、「運動団体補助金については、他の自治体で不祥事が発覚しているが、阿蘇市において、各団体が事業を行う上で、事業報告や金銭的な帳簿等、市への報告の仕組みや流れはどうなっているのか。」との質疑があり、人権啓発課長から、「会議や研修会においては、通知文書のコピーをいただき、阿蘇市の旅費規則等に基づいた旅費を概算払いによる前途金としてお渡しし、研修会終了後、領収書を添付していただき精算をしています。また、一括でのやり取りでなく、一つの会議、研修会ごとに概算払い及び精算を行っています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野保育園は建設してまだそんなに経っていないが、太陽熱温水器・配管取り換え工事とはどういうことか。」との質疑があり、福祉課長から、「波野保育園のプールは、小学校のプールに温水を入れて使わせていただくことで工事をしていましたが、昨年度の冬季の凍結で破損しましたので、復旧するための工事費を計上しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「新型コロナウイルス感染症の影響で生活保護を利用する人や困窮している人が多いと思うが、生活保護扶助費が下がっている。これは申請に来る人が少ないということなのか。」との質疑があり、保護係長から、「生活保護の一手手前の施策が有効に働いているかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や経済苦での相談は非常に少ないと感じています。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より、「備品購入にスポットビジョンスクリーナとあるが、3歳児健診時にどれくらいの乳幼児が検査対象となるのか。」との質疑があり、母子保健係長から、「3歳児健診として約180名が受診されていますが、そのうち弱視や遠視の眼鏡矯正が必要なお子さんが約1割いらっしゃいます。そのほかの1歳6か月健診などで、赤ちゃんも検査できる検査機器なので、早めの眼科受診、治療が必要かを見つけることができると思います。」との答弁があ

りました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より、「塵芥収集運搬業務委託の内容が変わったとのことだが、その内容は。」との質疑があり、市民課長から、「車両の不具合に際しての早急な対応と車両の維持管理に対してより一層の責任感を持っていただくことを目的に、車両管理費等を委託料の中に含んでいます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は 6 月まで延長になったのか、対象者は。」との質疑があり、課長から、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、申請期間が 3 月末から 6 月末に延長されています。対象者として 108 件の通知をしています。給付状況は 1 月末で 10 件の申請で、うち 9 件の支給決定がなされています。今後も、コロナウイルス感染拡大で増えてくる可能性がありますので、社会福祉協議会等と連携を取りながら、通知を行っていきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

委員より、「団塊の世代が後期高齢者医療に移行しているため、毎年 200 名近くの被保険者数が減り、国保財政は非常に厳しくなる。今後の見通しはどう考えているのか。」との質疑があり、ほけん課長から、「被保険者数は減少傾向にありますが、1 人当たりの医療費は増加している状況です。今後の見通しとしましては、予防事業にしっかり取り組みながら、医療費の増加を少しでも緩やかにしていければと思います。なお、医療費については、ほぼ全額県の交付金として賄われますが、医療費が高くなれば県に納める後年度の納付金が増えますので、これを賄えない場合は、保険税の見直しや基金の取崩しをすることになります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

委員より、「負担金補助に計上してある 2 つの補助金の詳細な説明を。」との質疑があり、介護保険係長から、「介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び介護施設等開設準備経費助成特別対策事業補助金につきましては、市内の医療施設 1 箇所の介護医療院への転換 52 床を計画しています。介護基盤として施設の改修整備、また開設準備として介護ベッドの導入等を計画しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「令和 5 年度までは、保険料据置きとの説明があったが、それ以降の見通しは。」との質疑があり、ほけん課長から、「保険料については、3 年に一度見直しが行われ、現在基金残高が約 3 億 3,000 万円で、保険料は 5,700 円となっています。今後は大きく介護給付費の支出が伸びない限り、現状の保険料の据置きを想定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号「令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

委員より、「後期高齢者医療では、人間ドックの助成がないが、医療費抑制のためにも検討できないか。」との質疑があり、高齢者医療係長から、「以前は広域連合からの助成がありましたが、現在は制度がなくなり、検討はしましたが予算計上はできていません。」との答弁があり、また、市民部長から、「今後、組織変更での新しいほけん課として、高齢者の支援策全般について統一した事業を始める中で重要課題として検討を進めます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号「令和4年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

委員より、「固定資産一覧表に自動再来受付機、自動精算機があるが、他の自治体では、直接指を触れなくてもいい非接触型の受付機等が採用されている。新型コロナウイルス感染症対策での助成金や補助金があるうちに、そのような非接触型の機器導入を考えてはどうか。」との質疑があり、医療センター総務課長から、「令和3年度に自動再来受付機と自動精算機を1台ずつ補助金で導入しています。患者様が増えたことで、増設する計画ですが、非接触型を入れた場合、2つの機種が違くと患者様の操作に支障を来すおそれがあるため、同じ操作ができる機種を導入予定です。」との答弁があり、また、医療センター事務部長から、「受付機や精算機など患者様が操作する機器には職員を配置し、操作を代行するなど、感染対策を十分取らせていただいているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」並びに議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」並びに議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第6号「阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について」、採決

をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 7 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について
- ② 議案第 8 号 令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ③ 議案第 9 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ④ 議案第 14 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第 15 号 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑥ 議案第 16 号 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 24 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑧ 議案第 27 号 市道路線の廃止について
- ⑨ 議案第 28 号 市道路線の認定について
- ⑩ 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託をいたしました。議案第 7 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」他 13 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○**経済建設常任委員長（五嶋義行君）** 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和4年第1回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案14件であります。3月4日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「繰越明許費に計上されている事業は、令和4年度に発注されるということではなく、令和3年度において既に発注されているのか。」との質疑があり、建設課長から、「ほぼ令和3年度中に発注、契約済みです。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

まちづくり課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「農業振興費の産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、国庫補助金を財源とし、阿蘇市の上乗せはなく、歳入額をそのまま事業主に歳出するとのことだが、市はこの事業の審査等に対してどのような関わり方をしているのか。」との質疑があり、農政課長から、「事業実施主体の事業要望時点から、ヒアリング等を適宜行っています。また、市の負担がない補助事業は、市と事業実施主体の連携が十分に取れないところもあることから、事業実施主体から誓約書を提出していただいています。今後は、補助事業が円滑に運ぶよう注意を払っていきます。」との答弁がありました。さらに、委員より、「市の上乗せがなくても、予算が計上されれば、市民の方々は阿蘇市の補助事業のように思われるため、担当課としても事業の経緯を把握しながら、責任ある行動が取れる予算編成をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

委員より、「観光振興費の草千里交通事故対策支援金については、関係者の方に100万円の減額をいただいている。補助金の減額や見直しを事業主体に要請することは、非常に難しい課題となっている中、関係の方々と観光課の努力に感謝したい。今後の方針として、古い補助金については、その役目を再確認するとともに、必要に応じて減額し、新たな事業の財源に充てるなどの考え方が必要である。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 9 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「河川事業費の管理河川掘削等維持工事については、水害により河床高が高くなった箇所はすべて完了しているのか。」との質疑があり、建設課長から、「ほぼ完了しています。次の段階として、大きな河川の掘削を年次計画に基づいて進めており、加えて地域からの要望箇所などをその都度確認し、緊急度に応じて対応しています。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「住宅建設費の老朽住宅解体撤去工事については、竹林、笠園、坊中南住宅で 20 戸分が計画されているが、跡地利用の計画は。」との質疑があり、住環境課長から、「解体後に新たな住宅を建設しない土地は、普通財産に移行し、管理は財政課に移ります。竹林、笠園住宅については、解体後に住宅を建設する予定はありませんが、坊中南住宅は令和 5 年度以降に 1 棟、約 10 戸分を建設する予定です。令和 2 年度に 2 棟分の設計が完了していますが、これまでに災害公営住宅等を建設していることや、入居希望は今のところ 6 世帯であること、また、コロナ禍の財政状況を鑑み、まずは 1 棟を建設することとしています。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より、「農地流動化等推進事業費についてだが、農地を売りたいとの申出や小作契約を希望する申出に対し、受け皿となる認定農業者等がその農地の条件を比較し、契約地を選ぶ状況になっている。農地流動化の推進に強力に取り組まなければ、遊休地や荒廃地が増えることとなる。農業委員会を通さず、安い金額で小作契約を締結しているケースもある中、需給のバランスを図るための今後の取組をどのように考えているか。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「農地の買い手より売り手のほうが多い現状を踏まえ、その原因となっている、買い手や借り手に対する少ない優遇措置を補う助成等について、県の農業会議に協議したいと考えています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「農業者や後継者不足で受け皿が少なくなり、売り手や貸し手のほうが多くなったというアンバランスな結果も生まれている。現法の中では、大型農業者や認定農業者の方々に御理解と御協力をいただく以外はない。優遇措置によりバランスを修正していくことも必要である。」との意見がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「商工振興費の景観整備事業補助金の内容説明を。」との質疑があり、まちづくり課長から、「商店街等が行う景観整備に対する補助事業です。植栽に関しては、樹木代の

全額を補助し、植え付け時の機械借り上げ料に対しては一部の補助を行います。また、統一看板を整備する場合は、看板代の半額を補助します。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「農業振興費の環境保全型農業直接支払事業費補助金については、国と県は有機農業を推進する中、地域においては有機肥料の臭気が住環境に影響を及ぼすという難しい課題を含んでいる。農業者と地域住民の方々の相互理解を深める努力を求めたいが。」との質疑があり、農政課長から、「国は有機農業を2050年度までに全国で100万ヘクタールまで拡大する目標を立てていますが、事業を執行するに当たっては、住民の理解が必要不可欠です。事業実施主体にも十分理解していただいた上で、事業を展開していきたいと思っています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「春先になれば有機肥料の散布が始まるが、臭いを抑えるため、散布後はすぐに鋤き込むよう、作業に関する指導にも取り組むべきでは。」との質疑があり、課長から「圃場への堆肥散布については、散布後の早めの耕うん等の処理について、農家の方々に対し周知徹底を引き続き行っていきます。」との答弁がありました。

また、委員より、「林業振興費の中の、有害鳥獣関連の予算が4項目あるが、それぞれの特徴の説明を。」との質疑があり、課長から、「報償費の有害鳥獣捕獲報奨金は市の単独分であり、国のかさ上げ分は有害鳥獣捕獲事業補助金として計上しています。令和3年度は報償費にまとめて計上しておりましたが、県の指導により令和4年度は区別して計上することになりました。有害鳥獣被害対策事業補助金は、電柵助成と免許取得費用全額に対する助成です。有害鳥獣捕獲活動事業補助金は、捕獲隊に対する活動助成であり、年3回実施している一斉捕獲時の日当や、猟犬の治療費に一部使用されています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「林道事業費の林道維持管理工事の内容は。」との質疑があり、畜産林業係長から、「森林基幹道阿蘇東部線の白線設置を令和3年度に引き続き行います。また、管内の既存林道の維持補修経費を計上しています。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「観光振興費の恋人の聖地関係の予算については全国展開の事業であると思われるが、これに取り組むことになった経緯は。」との質疑があり、観光課長から、「恋人の聖地事業は、恋人の聖地観光協会という組織があり、関係市町村会もあります。若い世代への情報発信による誘客と、それに伴う若い人たちへの仕事の創出もできることから、この事業に取り組むことになりました。」との答弁がありました。また、別の委員より、「モニュメント等整備事業で設置するモニュメントは、どのようなものか。」との質疑があり、課長から、「10月に完成した阿蘇山噴煙展望公園と併せて観光の拠点となるよう、恋人の聖地の全国共通看板を付けた赤牛の形をしたモニュメントを設置する予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号「令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号「令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

委員より、「老朽管の布設替工事が行われているが、配管の耐用年数はどのくらいか。また、地震への対応はできているのか。」との質疑があり、水道課長から、「現在行っている布設替工事の配管の耐用年数は 40 年であり、耐震性を有した継手を使用して布設替えを進めているところです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市内では、石綿管の布設替えは終わっているのか。」との質疑があり、課長から、「国道下と線路下の一部の区間に 400 メートルほど残っています。布設替えするには推進工事等が必要になりますので、そこを經由しない路線を確保するなどの取組で、石綿管の利用をゼロにしたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 27 号「市道路線の廃止について」であります。

委員より、「番出住宅線の 2 路線を廃止すれば跡地には構造物などが残る。学校に近い場所でもあるため、子どもたちに危険が及ぶことがないようにすべきである。路線廃止後は宅地になると思うが、跡地の整備をどのように計画していくのか。」との質疑があり、建設課長から、「廃止後は住宅地内の管理となるため、住環境課の計画に合わせて整備されるものと思われまます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 28 号「市道路線の認定について」であります。

建設課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 30 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 31 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 32 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題として審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第 29 号から議案第 33 号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」並びに議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」並びに議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第8号「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「市道路線の廃止について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「市道路線の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までを一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 29 号から議案第 33 号までを一括して採決をいたします。

議案第 29 号から議案第 33 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 29 号から議案第 33 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号から議案第 33 号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 7 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」並びに議案第 14 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について、討論、採決が終わりました。

これより、議案第 7 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」、採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」、討論、採決を行います。本案に対しましては、谷崎利浩君ほか1名から修正の動議が提出されています。

ただ今から書類をお配りしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（湯浅正司君） ただ今お配りした修正動議は2名以上となっていますので、成立しています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 議案第14号、令和4年度阿蘇市一般会計予算に対する修正動議を提案いたします。

9ページをお願いいたします。提案理由の説明。提出されている令和4年度一般会計予算には、お知らせ端末管理システム更新事業に係る費用が計上されている。この事業は、お知らせ端末のシステムを含めた端末全部の入替えとなる事業で、債務負担行為を含め10億円に上る。しかし、巨額の事業であるにもかかわらず、総務常任委員会において内容の説明が不足しており、性能についても答弁がなかった。この事業において詳細な内容説明の必要性が生じたため、一度立ち止まるべく、この事業のみを予算から削除する案を提出する。これがこの修正案を提案する理由である。

詳細説明をさせていただきます。内容について、予算、必要性、財源の3点から説明いたします。

予算については、今までのお知らせ端末の全てを廃棄して、新システムにすることにより10億円もの事業費がかかり、さらに防災無線デジタル化と事業目的の重複部分が大きく、それを加えれば27億円の巨額事業となります。しかし、総務常任委員会で質問したところ、性能についての説明はなく、単価も適切か判断できません。御存じのとおり、電子機器は性能により価格が全く異なります。結果、この事業は1台10万円程度のタブレットを各世帯に配付することと同じになり、通販で調べると、タブレット価格は約2万円です。

必要性については、若い世代は既にスマートフォン、タブレット、パソコンを持っており、個人で情報を取れる時代になっています。アプリを開発すれば、端末機に9億円を使うことなく、お知らせ端末の内容を個人にお届けできます。時代は、世帯から個人に移っています。委員会では、時代の変化と必要性についての説明が不足していました。問題は、端末機が製造中止となったことで在庫がなく、高齢者世帯で故障したとき替えがないということです。

これについては、第1案として、若い世帯から端末機を返却していただくことで対応する方法があります。第2案として、新旧システムを同時進行できるのなら、発注台数を大幅削減して、故障した高齢者世帯のみ新規端末機を無料配付とし、その他世帯の新規端末は有料とする案です。いつまでも無料配付というのはいかがかと思えます。財政負担も考えないといけません。

財源については、過疎債を見込んでいたようですが、阿蘇市全体が過疎地域に指定され、予算化されるのは6月以降となるそうで、議会での議決を数か月遅らせてもいいのではないかと考えます。その間、プロポーザル方式をとり、事業計画を詳しく議会に説明するということが執行部の議会に対するあるべき姿勢であると思えます。

議員の皆様方におかれましては、今回削除しても、過疎指定以降に補正予算で出せますので、詳細な説明がないまま予算を通過させ、市民に説明できないということにならないように、この修正案に賛同していただきますようお願いいたします。

以上の内容です。2ページ以降は、それに伴う訂正を赤でしております。3ページで全体的な内容変更を書いております。そして、4ページ、第1表、5ページ、6ページ、7ページは債務負担行為がなくなりますので、全部消してあります。第3表が第2表となり、8ページです。お知らせ端末の限度額が訂正してあります。

以上の内容で提出させていただきます。どうぞ御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。1点だけ質問させていただきます。

総務常任委員会の中でも、担当課、総務課からも説明がありました。今の機種を修理した場合の対応が現在転出された方々の余りの機種、それを転用して、修理に回されているというお話を聞きました。ほぼ毎日、行政からは重要なお知らせがお知らせ端末に届くわけですが、やはり実施期間が長くなりますので、私はお知らせ端末が故障により待ったというのはできないと考えております。そういうところは、谷崎議員はどういうふうと考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） 谷崎議員。

○8番（谷崎利浩君） 今回の提案は、そういったのも含めて説明が不足しており、我々議員は分かりません。やはり全員協議会とかで詳細な説明をして、今、故障台数が何台あって、何台足りないのか、在庫がどのくらいあって、1年もつのか、これ交換は3年かけますよね。だから、3年の交換で間に合うのか、間に合わないのか、そういったものも含めて説明が不足しておりますし、財源としては過疎債を見込んでいますから、実行するにしても数か月遅れていきますので、その間、執行部としてはきちんとした構想を立てて、そして議会に説明するべきではないか。議会はそれを理解した上で予算を通すべきではないかと思いましたが、修正動議を上げました。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。今の修正案の提出についてですが、現行機と今回導入する機種との互換性という部分について、提出者から話があったのですが、今のものが故障した部分だけ入れればいいのかという話があったのですが、その互換性については間違いないんですか。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 私の聞いているところでは、機材が製造中止になっていますので、機材を変えればいいのかと質問をいたしました。そうしたところ、機材は新機種でないとできないし、その新機種を入れるためには1億円かけて、今までのシステムそのものの全部を変えないといけないということになりましたので、これはちょっと問題ではないかと。今まで普通携帯電話では壊れたときには壊れた携帯電話だけを変えればいいんですけど、今回のお知らせ端末の場合は、そのもととなるシステムと機械そのものを全部入れ替えないといけない、次の新しいのができないという説明でしたので、それではいかなものかと思ひまして、一度立ち止まっていたきたいと思います。

それと、1億円かけてシステムを新しく入れて、昔のシステムと同時進行でやっていくんだったら、多少端末を1万台入れるのではなくて、3,000台とか入れて、故障に対して対応していけばできるのではないかとこの案も持っております。そういったところで、全体の構想を含めて、もう一度、執行部からの構想などの説明、検討なりをお願いしたいと思います。この予算案だけ削除する、そういった修正案を出したところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田です。この修正動議については、反対の立場で討論いたします。

お知らせ端末については、火災や自然災害、あとは行方不明者の連絡など急を要する連絡だけではなく、今ではワクチン接種や定額給付金など、市民の方々にとっては必要不可欠な情報を届けています。また、文字放送は市民の皆様が10年にわたり活用され、使い慣れた端末でもあり、ある地区では区長さんが苦役や地区の行事、あるいはおくやみなどにも連絡として使われております。阿蘇市としてもシステムの更新や機種の入替えは最低限の必要経費と考え、この議案には反対の立場といたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に討論はありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。この修正案に賛成の立場で討論いたします。

修正案提出者から話がありましたように、これはやはりこの提出を見合わせて、もう一回

全員協議会なりできちんと説明をする、その必要があるのではないかと考えます。また、今、話を聞いている中で、現行機の利用という部分もよく考えるべきではないのか、製造中止だからすべて入れ替える、そういうふうに安易に考えていいのか、予算が厳しい中で、そういうことが通用するのかという点について、もう一度考え、そして6月議会、9月議会での提出でもいいのではないかと考えております。

以上の点で賛成をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、令和4年度阿蘇市一般会計予算の動議による修正案を議題として採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この修正動議のとおり決定することに賛成の方は、起立、お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立少数です。したがって、この修正動議は否決されました。

ただ今、修正動議が否決されましたので、これから原案の議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」、討論、採決を行います。討論ありませんか。

6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番、竹原です。私は、例年のとおり、反対の立場で討論に参加します。

というのも、人権対策費、これについても反対をいたします。3月3日は水平社創立100年を迎えますが、支配権力による弾圧の中で20年で消滅をしました。その後、同和事業が始まると、特定団体による窓口一本化を主張し、同和事業が実施され、33年間にわたり約16兆円が投下をされました。現在、部落内外の生活上の格差も解消され、今後、運動は、人権尊重、そして、民主主義の前身という形に引き継がれていると思います。したがって、今、特定団体への補助金をなくす必要性から反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立、お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。よって、議案第 14 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について」は、各
常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後 0 時 00 分 散会